

特許 & 技術レポート

河 合同特許法律事務所/SEOUL TECHNO R&C CO., LTD.

2010-11

.....

ハイライト:

サービスマークの優先審査の申込が急増	1
トナーカートリッジのスマートチップをめぐる法的紛争	2
命を助けるナノ技術	3
スマートフォンの特許紛争、ますます激化	4
裸眼3Dディスプレイの特許出願活発	4
放射性廃棄物減容技術の特許出願が活発	5



特許制度

サービスマークの優先審査の申込が急増

特許庁が昨年から導入しているサービスマーク出願に対する優先審査制度が、出願人から高い人気を得ている。

特許庁によると、サービスマーク出願に対する優先審査制度を導入した昨年4月から今年6月まで613件が申請され、そのうち52.2%である320件が今年上半期に申請された。

これは、昨年下半年の197件に比べ62%以上多いものである。業種別に見ると、飲食・宿泊業が179件と最も多く、広告・卸小売業156件、教育・娯楽業77件、医療・美容業49件の順となる。

また、個人の申請が308件で、法人の申請件数(305件)を

抜いており、相対的に紛争の解決に弱い個人事業者の関心が高いことが分かる。

サービスマークの優先審査を申請すると、一般の商標出願の場合10~12ヶ月かかっていた審査期間を2~3ヶ月以内に短縮することができるため、事業の開始後に提起され得る商標権紛争に効率的に対処できる。

特許庁の関係者は、「優先審査制度を申請するためには追加の費用を支払わなければならないが、商号やブランドを一日でも早く確保しようとする事業者が多いため、今後、この制度の活用がますます増えると予想される」と述べている。



大法院判例

▶二重出願に該当するか否かに対する判断基準

事件：特許法院2010. 10. 8. 宣告2010HE02070判決、拒絶決定(特)

判示事項：イ. 二重出願に該当するか否かに対する判断基準

ロ. 原出願の最初の明細書の詳細な説明にのみ記載されており、二重出願の要件を満たしていないとした事例。

判決要旨：イ. 旧特許法第53条第1項の規定によると、実用新案登録出願を行った者は、その実用新案登録出願を行った日から実用新案権の設定登録後1年を経過する日までに、その実用新案登録出願の出願書に最初に添付された明細書の実用新案登録請求範囲に記載された事項の範囲内で特許出願を行うことができる。上記条項での「最初に添付された明細書の実用新案登録請求範囲に記載された事項の範囲内」とは、原出願書に最初に添付された明細書の請求範囲と同一である場合だけでなく、内的付加により請求範囲を減縮したり、請求項または選択的構成要素を削除した場合も含まれると見なければならない。また、実用新案登録出願書に最初に添付された明細書に記載されたとしても、それが実用新案請求範囲以外の詳細な説明または図面にのみ記載されていると、二重出願の対象とならない。

ロ. 原出願の最初の明細書の詳細な説明に「磁化機(18)は保磁力の高いネオジム(Neodymium)磁石(Nd-Fe-B)を非磁性体配管にN極とS極が相互に向かい合うように設けたものを使用する」(甲第3号証の11-6頁<0024>)と記載されているが、原出願の最初の明細書に記載されたとしても、それが実用新案請求範囲ではなく詳細な説明または図面にのみ記載されていると、二重出願の対象とならず、上記のような付加構成は「磁化機」自体または原出願の考案の請求範囲に内在している事項であるといえないので、内的付加により請求範囲を減縮したものであるともいえない。従って、本事件第1項の発明の「磁化機」に対する構成は、原出願の最初の明細書の請求範囲に記載された事項の範囲内にあるといえない。

紛争

トナーカートリッジのスマートチップをめぐり法的紛争

トナーカートリッジのリサイクルをめぐる法的争いが繰り返されている。プリンタの消耗品であるトナーカートリッジに使われる「スマートチップ」をめぐる、サムスン電子と中小のリサイクルメーカーが真っ向から対立している。

サムスン電子によると、9月にトナーカートリッジ用スマートチップメーカーを相手取って、製造及び販売差し止めの仮処分を申し立てた。T社の製品が特許権を侵害しているとのことである。「スマートチップ」は、トナーカートリッジに取り付けられ、トナーの使用量、印刷枚数などの情報を

確認するのに使われる半導体の一種である。サムスは、ここに自社の製品でなければ、プリンタが作動せず、一定量を出力するとそれ以上出力できないようにする機能を付加した。

T社は、サムスンの制限機能を解除してトナーカートリッジを再使用できるようにする互換チップを開発・販売し、仮処分が申し立てられた。これに対してT社は「サムスンの特許を侵害した事実がない」と反駁し、最近、逆にサムスンの技術は進歩性が欠如しており、特許として認められてはならないという趣旨の特許無効訴訟を提起した。T社側は、サムスはスマートチップをプリンタの品質と使用者の安全のためのものであると主張しているが、このチップは、同時にサムスンの製品以外のリサイクルを含む他のトナーカートリッジは使えないようにする役割を行っている」と反駁した。著作権保護を名分とした技術的保護装置が、市場の競争を制限する要素を含んでいるという主張である。今回の訴訟でサムスンの特許が認められれば、「スマートチップ」という技術装置でトナーカートリッジのリサイクルを妨げられることになり、また別のプリンタメーカーも類似の技術的装置を導入する可能性が大きくなり、リサイクルメーカーとしては大きな打撃が避けられないことが予想される。しかし、逆にサムスンが紛争で負ければ、プリンタ事業の中核である消耗品が打撃を受けることになるであろう。

2002年に米国でもこれと類似する法的紛争が起った。プリンタメーカーであるレックスマークがトナーカートリッジの互換チップを作ったStatic Control Components(SCC)を相手取って、販売差し止めの仮処分を申し立てた事件であり、初めは仮処分の申し立てが受け入れられたが、SCCが控訴審でこれを覆した。

スタークラフトの知財権、結局法廷争いへ

スタークラフトの知的財産権をめぐるブリザードと韓国の協会及びゲーム放送局との対立が、結局法的訴訟にまで発展することになった。

関連業界によると、米国アナハイムでブリザードが開催したBlizzCon2010で、Paul Sams最高執行責任者(COO)は「自社が創造したゲームと知財権を守ることは非常に重要である」とし、「韓国eスポーツ協会及び放送局とこれを解決すべく努力してきたが、法的対応をせざるを得ないという結論に至った」と述べた。

また、「訴訟にまで発展させるつもりはなかったが、知財権を認めず、交渉条件を変え続けたため、最後の切り札を出した」とし、「まず、MBCゲームに訴訟を提起し、オンゲーム

ネットと協会事務局にも同様の措置を取る方針である」と説明した。今回の訴訟に韓国政府が介入するかもしれないという意見に対しては、「韓国政府は既にブリザードの知財権を認めると直接言及している」とし、「明確な関連法と、知財権を守ろうとする意志を持っているため、韓国政府は法院の判決に従うであろうと信じている」と述べた。

ブリザードが金銭的な利益のために一足遅れて知財権を主張しているという指摘に対しては、一蹴した。彼は、「ブリザードはeスポーツを収益事業として認識していない」とし、「放送局に提示した知財権のロイヤリティもまた過去協会に支払っていた金額より低い水準である」と解明した。これに対して放送局側は、訴訟も辞さないという姿勢である。MBCゲーム側は、「ブリザードは自社を交渉パートナーでなく主従の関係と見ている」とし、「知財権をはっきりと認めているが、ブリザードの条件は受け入れ難い水準である」という立場である。

出願動向

次世代DMB(AT-DMB)特許、韓国が主導

14インチ程度の広い画面でも高画質のTV放送を見ることができ、放送内容に対する情報検索なども可能にする次世代の地上波DMBに関する特許を韓国の企業と研究所が占めていることが分かった。

特許庁によると、1993年1月から2009年10月まで韓国、米国、ヨーロッパ等世界の主要4カ国の特許庁に出願された次世代DMB技術に関する特許492件を分析した結果、韓国に出願された特許は全体の44.5%(219件)を占め、35.7%の日本(176件)、12.6%の米国(62件)及び7.1%のヨーロッパ(35件)を抜いて1位を占めた。

これら各国の特許庁に出願された特許を出願人の国籍別に区分すると、韓国に出願された特許のうち、内国人が占める割合は93.2%と圧倒的であり、ヨーロッパ特許庁と米国特許庁に出願された特許のうち、韓国企業と研究所が占める割合はそれぞれ51.4%と33.9%であり、韓国企業が海外の特許も多数確保していることが分かる。

このように韓国企業の次世代DMB特許が多い理由は、スマートフォン時代にモバイルTV市場での主導権を確保するための事前の布石であったと推定される。

特許庁デジタル放送審査チームのジョン・ソンチャンチーム長は、「まだ次世代DMBサービスが商用化されていないた

め、特許紛争が発生する段階ではないが、今後このサービスが普遍化されれば、特許訴訟が頻繁に発生するであろう」とし、これに対する対策として「標準と研究開発、及び特許を同時に検討・推進しなければならない、また海外での特許確保に注力しなければならない」と述べている。

命を助けるナノ技術

「ナノ」といえば、一般人は漠然と「何となく非常に便利でありながらも、先端技術に属する非常に微細なものではないか」と思うであろう。実際に「ナノ」は非常に微細なものであって、10億分の1を意味するが、物質を100ナノメートル(nm)で扱い始めたのは比較的最近である。これは、水素原子の径が0.1nm、DNAが1nm、ウイルスが10nm程度であることを勘案すると、その微細な程度が分かるであろう。

よって、ナノ技術は、「物質をナノメートルのスケールで操作し、ナノサイズ特有の新たな機能を発現させたり、優れた特性を持たせる技術の総称」と定義できる。例えば、回路線幅や素子サイズが100nm以下であるLSI(高集積回路)と直径100nm以下であるカーボンナノチューブは、分野は異なるが、何れもナノ技術に該当する。電子分野から始まったナノ技術が、生命科学、特に医薬分野で活躍しており、今では命を助ける技術になっている。

例えば、造影剤(contrast agent)は、CTやMRI、PETの撮影の際、血管や病変が周囲とよく区別されるように映像のコントラストを高めるために使用する薬品であるが、ナノ技術で製造されたナノ造影剤を使用すれば、早期診断が重要でありながらも、実際にはなかなか容易でなかった癌や脳心血管系疾患を早期に発見できる。特に、ソウル大学校研究陣により開発された「多孔性ナノシリカ」と「ナノカプセル」素材のナノ造影剤は、既存の造影剤よりも解像度が高いだけでなく、毒性が低く、抗癌剤を癌細胞にまで運搬し、診断と同時に治療の機能も果たす。

特許庁によると、ナノ造影剤のような診断用ナノ医薬品に対する特許出願の件数は計259件(245件公開)であり、2005年度以降168件が出願され、急増の傾向を見せている。特に、2005年以降、ソウル大学校、セブランス病院、化学研究院、KIST等の出願により、韓国出願人のナノ造影剤に対する特許出願の比率が全体の40%を占める程に急増した。

今後は、特定の細胞に作用するように特化した治療用ナノ医薬品や個人の遺伝子情報を基盤とするオーダーメイド型医薬品が結合した診断用のナノ医薬品技術が発達し、人間の寿命はさらに延び、生活の質も向上することが予想される。いよいよ「ナノ」が人命を助ける時代が到来したわけである。

電子・半導体

スマートフォンの特許紛争、ますます激化

スマートフォン市場が爆発的に成長している中、関連特許をめぐるグローバル端末機メーカーの競争が激化の様相を呈している。アップルやノキア、HTC、モトローラ、マイクロソフトなどが相次いで紛争を経験し、スマートフォンの運営体制(OS)別に対立する様相まで呈している。

関連業界によると、アップルは、ノキア、HTC、モトローラなどと特許紛争を経験しており、最近ではマイクロソフトがモトローラを提訴、特許紛争の激化に拍車をかけた。特許紛争は、通常各国の政府などの訴訟や調停手続きを経て、特許を共有する「クロスライセンス」に終わる場合が多いが、より大きな理由は、賠償金を得るためでもあるが、相手OSの陣営を牽制するための意図であると業界は分析している。

マイクロソフトは10月1日、電子メールの同期化技術が侵害されたとしてモトローラを提訴、特許紛争に飛び込んだ。モトローラは一週間後、MSでなくアップルが自社のアンテナ技術を侵害したとして提訴した。

スマートフォンに関する特許訴訟を始めたメーカーはノキアであった。ノキアは、昨年10月にiPhoneが自社の通話転送技術など10件余りの特許を侵害したと訴訟を提起した。5月にはiPadが通話やデータ転送、アプリケーション内の位置データの使用など特許5件を侵害したとしてアップルを提訴するやいなやアップルが応訴し、現在特許紛争中である。アップルは3月、HTCがマルチタッチ技術の特許を侵害したとして提訴し、HTCは2ヶ月後に逆提訴した。

また、モトローラは、今年初めにリサーチ・イン・モーション(RIM)がセルラーデータやワイファイに関する技術等を侵害したとして提訴したが、今年6月に合意した。この訴訟の一部は、疑いがないという判定を受けたが、RIMが一部技術に対してモトローラにロイヤリティを支払うこととし、クロスライセンスの協約を結ぶことによって一段落ついた。

また、勝負がつかなくなったり、勝負がついたとしても、相手が使用した技術を無効化する段階まではいかないのが通常である。スマートフォンが大衆化するにつれ、マルチタッチや電子メール、インターネット等の機能が普遍化し、類似の技術を使用しているためである。従って、訴訟を提起する余地は多いが、同じOSの陣営間では訴訟を避け、相手の陣営を攻撃する傾向を見せている。

MSは、モトローラを提訴してアンドロイド陣営を攻撃したが、MSウィンドウフォン7製品とアンドロイドを同時に生産するHTCには訴訟を提起していない。業界のある関係者は、「スマートフォンメーカーはマルチタッチ技術を利用するが、アップルがHTCに対してのみ訴訟を提起したのは、HTCがアンドロイドの代表企業として認識されているためである」と述べている。

反面、韓国企業は特許競争からある程度自由な様相を見せている。

サムスン電子とLG電子がグローバルスマートフォン市場でディスプレイと半導体分野における主要部品供給先という点が激しい特許紛争でメリットとして作用していると分析されている。

裸眼3Dディスプレイの特許出願活発

映画「アバター」から始まった3D映像に対する旋風が続いている中、面倒な専用メガネの着用問題は依然として障害になっている。

しかし、最近裸眼で3Dを見ることができるようになる技術が活発に開発され、特許として出願されているため、近いうちにメガネなしで3Dを鑑賞できるようになるであろうことが予測される。

3D技術は、人の両眼が見る角度によって異なって見える視差映像を受け入れたとき立体的に認識できるという原理を用いて、二つのカメラで撮った視差映像を分離して、両眼にそれぞれ見せる技術である。

現在普及している3D技術は、メガネの両側に互いに異なるフィルタを付着し、一方の映像のみ通過させる方式を使用しているが、裸眼3D技術は、ディスプレイ装置に取り付けられた特殊な光学部品が映像を分離して、人の両眼にそれぞれ異なって見せる方式である。

ディスプレイパネルの前に無数の半円筒状の微細レンズを細かく配列させて、互いに異なって屈折した二つの映像を両眼へそれぞれ送ったり(レンチキュラー方式)、透過部・遮断部が交互に配列されたバリアをおき、両眼が見る角度によって反対側の映像を遮断する方式(バリア方式)が代表的である。

しかし、レンチキュラーやバリア方式は、視聴位置が制限されるというデメリットがあるため、これを解決するためにインテグラルイメージング(Integral Imaging)方式や、ホログラム方式の技術開発も活発に行われている。

「インテグラルイメージング方式」は、昆虫の複眼状のレンズを通して結ばれる多様な角度からの映像を撮影、これを逆

にディスプレイする方式であり、目の疲労感が減る自然な3D映像が得られる。

「ホログラム方式」は、レーザーを用いて物体の像を何も無い空間に完璧に再現する方式であって、最も理想的な3D方式であるが、高解像度の表示素子と莫大な計算量を必要とするため、まだ研究段階に留まっている。

裸眼3D技術の開発が活性化することにより、韓国に出願される裸眼3D技術の特許もまた最近になって増加しており、2000年から2008年まで計429件が韓国出願されている。

2008年には2000年度に比べ4倍程度増加したことが分かる。

出願人別では、サムスン電子、LGディスプレイ、サムスンSDI、LG電子等の韓国内の大企業が36%を占めており、大学・研究所の場合は11%、外国人の出願は25%を占めている。

技術分野別では、「レンチキュラ方式」と「バリア方式」が65%と最も多く、「ホログラム方式」24%、「インテグラルイメージング方式」11%で、今までのところレンチキュラとバリア方式に関する研究が最も活発であることが分かる。

特許庁の関係者は、「3Dコンテンツの供給と需要が拡散し続ければ、レンズ加工技術、高解像度の平板ディスプレイ技術の発展速度を見たとき、近いうちに裸眼3D TVの時代が開けるであろうと期待する」と述べている。

化学・金属・生命工学

「バイオシミラー」開発の支援のための特許DBの構築方向を模索

特許が満了となったバイオ医薬品におけるジェネリックであるバイオシミラー(biosimilar)の市場規模は、2011年に32億ドルになることが予想されている。

また、今後世界的に製薬分野で最も早く成長する分野になることが予想される。

韓国でも、サムスン電子、HANHWA、LG、Celltrion、ISUABXIS等の生命工学企業と、東亜製薬、緑十字、柳韓洋行等の製薬業界を中心にバイオシミラーの開発が活発に行われている。

政府次元でも、知識経済部で2009年にバイオシミラーを新成長動力のスマートプロジェクトの一つとして選定・支援し、食品医薬品安全庁でバイオシミラーの許可に関するガイドラインを制定するなど、政府の支援案が樹立・施行されている。

バイオシミラーは、複製しようとするバイオ医薬品に関する特許権の存在可否、該当特許権の効力範囲・満了時点等の情報を確認し、妥当性を十分検討した後に開発が行われなければ

ならないので、バイオシミラーの開発においてそのような特許情報を把握するのは何よりも重要である。

しかし、現在市販・開発しているバイオ医薬品の特許情報を集めたDB等が構築されていない状況であるため、バイオシミラーを開発するメーカーの立場では、開発しようとするバイオ医薬品の特許情報を一々探して確認しなければならないという現実的な困難に直面している。

そのため特許庁は、今年韓国内外で販売中であるバイオ医薬品に対する特許情報分析を研究委託の事業として行い、その結果物をバイオシミラーの研究・開発者に提供するためのフォーラムを行った。

今回のフォーラムには、バイオシミラー分野の産・学・研・官の関係者と特許専門家100名が参加した。

また、特許庁の研究委託事業の結果物に対する発表と共に、バイオシミラー開発のための特許権の観点からの効率的な支援方向などに対する発表・討論が行われた。

今回のフォーラムを通じ、これまでバイオシミラーの開発者が個別に確認しなければならなかったバイオ医薬品に対する正確な特許情報が提供され、新たに販売されるバイオ医薬品の特許情報を持続的に提供するための案が論議された。

特許庁の関係者は、「今回のフォーラムを通じ、今後韓国のバイオシミラー分野の競争力を高めるのに役に立つであろうと期待される」と述べている。

放射性廃棄物減容技術の特許出願が活発

原子力発電所から排出される放射性廃棄物の量を画的に減らすことができる減容技術が活発に特許出願されている。この技術が開発・商用化されれば、放射性廃棄物の処分にかかる費用を減らすことができ、放射性廃棄物をより安全に管理できるようになる。

原子力発電は、石炭や石油を原料とする火力発電に比べ経済的であるだけでなく、炭素を発生させない清浄エネルギー源であって、多くのメリットがある。

しかし、原子力発電により発生し続ける使用後の核燃料、放射線に汚染された作業服、手袋、オーバーシューズなどのような放射性廃棄物を処理しなければならないという問題点がある。

放射性廃棄物を処理するために韓国は、原子力発電所の敷地内の臨時貯蔵施設に一時的に保管しており、これを一箇所に集めて処分するために2016年完工を目標に慶州に永久処分施設を建設している。

放射性廃棄物は、形態による特性を考慮し、機械的剥離また

は化学的精製技法により処理するが、最近では汚染された部位のみを分離して除去することで、処分しなければならない廃棄物の量を減らす技術が開発されている。

特許庁によると、放射性廃棄物の量を減らすための減容技術に関する特許出願は、2000年には15件に過ぎなかったが、最近(2009年)は49件と3倍以上増加した。

同期間中に274件の特許が出願されたが、交換した機器の部品のような固体廃棄物減容技術(157件、57%)が半分以上を占め、放射性廃油、洗浄液などのような液体廃棄物減容技術(83件、30%)、微粒子、三重水素などのような気体廃棄物減容技術(28件、10%)の順となる。

このような特許技術の出願人は、殆どが韓国人(232件、85%)であって、放射性廃棄物の減容技術分野で韓国が10年の間に相当の技術力を蓄積したことが分かる。

これは、UAEへの原子発電輸出で立証された原子発電設計及び施工能力とともに、韓国の原子力技術が世界的水準に到達したことを見せるものである。

韓国における知的財産問題でお悩みですか

新しい選択、HA&HAにお任せ下さい。

(調査・特許・実用新案・デザイン・商標の出願及び登録、著作権、電子商取引、インターネット上の権利、コンピュータプログラム、侵害訴訟及び各種紛争)

河 合同特許法律事務所

ソウル市瑞草区盤浦洞742-20(榮和B/D)

Tel : +82-2-548-1609

Fax : +82-2-548-9555, 511-3405

E-mail : haandha@haandha.co.kr

Website : <http://haandha.co.kr>

SEOUL TECHNO R&C CO., LTD.

ソウル市瑞草区盤浦洞742-20(榮和B/D)

Tel : +82-2-3443-8434

Fax : +82-2-3443-8436

E-mail : st@stpat.co.kr